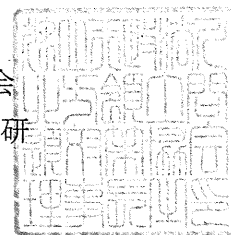


北方第151号
平成24年2月13日

内閣府独立行政法人評価委員会

委員長 山本 豊 殿

独立行政法人北方領土問題対策協会
理事長 荒川 研



独立行政法人北方領土問題対策協会の役員の退職について

標記について、当協会の下記役員が退職いたしましたので、その退職手当に係る業績
勘案率の算定をお願いいたします。

記

氏名 [REDACTED]
役職 理事・理事長
在職期間 平成19年10月1日から平成24年1月1日

理事 平成19年10月1日から平成20年7月20日
理事長 平成20年7月20日から平成24年1月1日



独立行政法人北方領土問題対策協会役員退職金に係る
業績勘案率（案）について

平成 24 年 3 月 13 日
内閣府独立行政法人評価委員会

独立行政法人北方領土問題対策協会の退職役員に関する業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

理事長 XXXXXXXXXX 業績勘案率は、1.0とする。

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成 17 年 8 月 23 日内閣府独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定

（決定の理由）

平成 24 年 3 月 13 日開催の北方領土問題対策協会分科会において審議
業績勘案率（算定方法は別紙）1.0を基本とし、退職した役員の業績等について、
法人から説明を受け審議したところ、基準業績勘案率を変更すべき特段の事情はない
と判断し、業績勘案率（案）を「1.0」にすることに決定した。

独立行政法人北方領土問題対策協会役員としての■■■■氏の業績（案）

1. 就任及び退任日

- ・平成 19 年 10 月 1 日に独立行政法人北方領土問題対策協会理事就任
- ・平成 20 年 7 月 20 日に独立行政法人北方領土問題対策協会理事長就任
- ・平成 24 年 1 月 1 日に退任

2. 在任期間

4 年 3 月 1 日

3. 職務

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）の理事として、東京事務所に常勤し、主として北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務を掌握。その後、協会の理事長として、協会を代表し、その業務を総理。

4. 主たる業績

■■■■氏は、協会の理事に就任以来、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務を円滑に推進することを通じ、理事長を的確に補佐し、また協会の理事長就任以降は、協会を代表して、その業務を総理し、主として次に挙げる業績を上げた。

<青少年や教育関係者に対する啓発の実施>

北方領土返還要求運動を一層推進していく上で、青少年を中心とした次代の返還運動の担い手となる後継者の育成が重点事項となっていることを踏まえ、これまで設立を進めてきた「北方領土問題教育者会議」の更なる発展を推進すると共に、教育現場で北方領土問題の充実を図るべく教職員向けの副教材の作成に取り組み、学校教育における北方領土問題の充実・強化に努めた。また、青少年向けの啓発事業の強化を図り、特に平成 23 年度においては青少年をメインターゲットとした「北方領土返還要求全国キャンペーン」を内閣府と共同で実施するなど、青少年に向けた啓発事業の重点・強化にも努めた。

<四島交流等事業に使用する後継船舶の確保>

「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」（平成 19 年 12 月 18 日関係閣僚申合せ）及び北方四島交流事業等関係府省等推進協議会の方針に基づき、後継船舶の調達及び建造進行監理に関する業務を進め、船舶専門家により構成される「四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」を設置するなど、平成 24 年度供用開始に向けた適切な業務執行に努めた。

<北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施>

資金需要調査を実施し、多様な資金需要の的確な把握及びその結果を踏まえた的確な貸付計画の策定に向けた検討を行った結果、漁業設備資金、農林設備資金及び住宅資金の限度額の引き上げなどを実施するなどして、業務の円滑な実施に努めた。

<人事・組織運営に関する適正な実施>

平成 22 年度に常勤職員を 1 名削減する中で、平成 23 年度においては、対前年度比 17.6%（一般業務勘定）の予算を確保し、限られた人員の中で創意工夫によって効率的・効果的な事業運営に努めた。

の基準業績勘案率の算定

1. 業績勘案率の算定期間 平成19年10月1日～平成24年1月1日〔4年3月1日〕
- | | | | |
|---|-----|-------------------------------|---|
| 〔 | 理事 | 平成19年10月1日～平成20年7月20日〔9月20日〕 | 〕 |
| | 理事長 | 平成20年7月20日～平成24年1月1日〔3年5月13日〕 | |

2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2.(1)に基づき、退職した役員が在職した各事業年度ごとに基準値を設定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値(少数点第2位以下は四捨五入)を基準業績勘案率とした。

(1) 各事業年度の基準値

(事業年度の評価項目ごとに点数化 A+=5、A=4、B=3、C=2、D=1)

①平成19年度(V)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 6 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 6 = 4.0 \\ & & & & \text{(得られた値が 3.5 以上 4.1 未満の場合、基準値は 1.0)} \end{array} \quad \underline{V=1.0}$$

②平成20年度(W)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 31 \times 4 + 1 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 32 = 4.0 \\ & & & & \text{(得られた値が 3.5 以上 4.1 未満の場合、基準値は 1.0)} \end{array} \quad \underline{W=1.0}$$

③平成21年度(X)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 34 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 34 = 4.0 \\ & & & & \text{(得られた値が 3.5 以上 4.1 未満の場合、基準値は 1.0)} \end{array} \quad \underline{X=1.0}$$

④平成22年度(Y)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 33 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 33 = 4.0 \\ & & & & \text{(得られた値が 3.5 以上 4.1 未満の場合、基準値は 1.0)} \end{array} \quad \underline{Y=1.0}$$

⑤平成23年度(Z)

(役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較等により分科会において決定)

$$\underline{Z=1.0}$$

(2) 基準業績勘案率の算定

$$(V \times 6 \text{ 月} + W \times 12 \text{ 月} + X \times 12 \text{ 月} + Y \times 12 \text{ 月} + Z \times 9 \text{ 月}) / 51 \text{ 月} = \text{基準業務勘案率}$$

$$(1.0 \times 6 \text{ 月} + 1.0 \times 12 \text{ 月} + 1.0 \times 12 \text{ 月} + 1.0 \times 12 \text{ 月} + 1.0 \times 9 \text{ 月}) / 51 \text{ 月} = \underline{1.0}$$

在職時の各年度における評価結果

評価 \ 年度	平成19年度 (理事在職時)	平成20年度 (理事長在職時)	平成21年度 (理事長在職時)	平成22年度 (理事長在職時)
A+	0	0	0	0
A	6	31	34	33
B	0	1	0	0
C	0	0	0	0
D	0	0	0	0
項目数計	6	32	34	33

在任時の19年度評価結果

評価項目 (19年度計画の各項目)	評価
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	
③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施	
(ア) 融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する以下の地区で開催する。 【開催場所】 根室市(2回)、浜中町、網走市、函館市、羅臼町、釧路市、帯広市、黒部市、旭川市	A
(イ) 融資業務の拡充と一層の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の促進を図る。 ○ 漁業協同組合担当会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当会議(4月 札幌)	A
(ウ) 生前承継制度について周知徹底を図るため、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会議、会報等を活用し、本制度の利用を促す。	A
(エ) 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段により、不良債権の回収に努め、以下のようにリスク管理債権の縮減を図る。 (i) リスク管理債権額について、債権回収により、平成17年度末残高以下に抑制する。 (ii) 更生・生活資金のリスク管理債権について、債権回収により、平成17年度末残高に対し、10%以上縮減する。 (iii) 修学資金について、平成19年度から成人に達した修学者本人との連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。 (iv) 住宅改良資金のリスク管理債権額について、平成18年度末残高に対し、127万円以上縮減する。	A
(オ) 元島民等により構成される団体の支部長、相談員等を対象とし、融資制度の内容や管理回収状況、生前承継制度の利用促進等に対する理解を深めてもらうための融資業務研修会を開催する。	A
(カ) 平成18年12月22日に一部改正された「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」が平成20年4月1日から施行されることに伴い、所要の準備作業を行うとともに、対象者や関係機関等に対し改正内容等の周知を図る。	A

在任時の20年度評価結果

評価項目 (20年度計画の各項目)	評価
1 業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 中期計画を踏まえ、一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。	A
(2) 業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。	A
中期計画を踏まえ、以下の措置を講ずる。 ・ 給与水準の適正性については、国家公務員との比較指数を定期的に検証し、その検証結果及び取組状況を公表する。	A
・ 札幌事務所を移転する。	A
・ 契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をい、競争性のない随意契約は含まない。)による。	A
・ 内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行う。	A
・ 引き続き、財務内容等の一層の透明性を確保する。	A
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 国民世論の啓発に関する事項	
① 北方領土返還要求運動の推進 (ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等が実施する次の事業に対する支援を行い、年間100回以上の水準を保つこととする。 (イ) 北方領土返還要求全国大会 (2月7日「北方領土の日」開催場所:東京) (ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等 (iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地(根室市)集会、研修会等 (iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動	A
(イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。	A
(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。	A
(エ) 県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。 ○ 都道府県推進委員全国会議 (東京/4月) ○ 都道府県民会議代表者全国会議 (11月開催予定) ○ ブロック幹事県担当者会議 (11月、3月開催予定) ○ 県民会議ブロック会議(6ブロック) ○ 北連協代表者会議	A

<p>(オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。</p> <p>(i) 標語募集</p> <p>(ii) ポスターカレンダーの作成</p> <p>(iii) 啓発懸垂幕の掲出</p>	A
<p>(カ) 根室地域の啓発施設の有効活用が図られるよう、来館者による意見を集約し、反映させることとする。</p> <p>○ 北方館(根室市)</p> <p>○ 別海北方展望塔(別海町)</p> <p>○ 羅臼国後展望塔(羅臼町)</p>	A
<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(ア) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を実施する。</p> <p>○ 北方少年交流事業(北方領土元居住者の3世/7月)</p> <p>・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)等関係大臣に対し、早期解決を訴える。</p> <p>・同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。</p> <p>○ 北方領土問題青少年・教育指導者研修会(対象:中学生、高校生及び中学校社会科担当教諭等/8月・根室市)</p> <p>○ 北方領土ゼミナール(対象:大学生/9月・根室市)</p> <p>○ 北方領土問題学生研究会(対象:大学生/原則年2回)</p> <p>なお、根室での研修会・ゼミナール参加者からは、報告書等を提出させるとともに、アンケート調査を実施し、意見等を集約した上で次年度事業に反映させる。</p>	A
<p>(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について全都道府県に引き続き働きかけるとともに、既設立会議については啓発資料・資材の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。</p> <p>また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。</p>	A
<p>③ わかりやすい情報の提供</p> <p>北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、パンフレット等の啓発用資料、資材の作成等を行うとともに、協会ホームページのコンテンツを速やかに最新のデータに更新する。</p> <p>なお、本年度においては、協会ホームページにおいて特に学生や子供にもわかりやすく伝えるよう、青少年向けページの充実化を図る。</p>	A
<p>(2) 北方四島との交流事業</p>	
<p>以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。</p> <p>① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流</p> <p>元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。</p>	A
<p>② 専門家の派遣</p> <p>専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を青少年訪問と合同で実施する。また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。</p> <p>その際、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。</p> <p>また、日本語講師派遣事業については、派遣講師に報告書を提出させるとともに報告会を開催し、その成果を今後の事業の展開に反映させる。</p>	A
<p>③ その他</p> <p>北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、21年度事業の在り方等を検討するため、実施団体等による協議を行う。</p>	A

(3) 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保	
「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係僚僚申合せ)に基づき、平成20年度においては民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約(または協定)を締結する。	B
(4) 北方領土問題等に関する調査研究	
北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等をテーマとした調査研究を行う。 選定したテーマについては、専門家に委託し、レポート等の成果を公表することとする。 また、有識者の意見等を収集し、効果的に活用する。	A
(5) 元島民の援護	
① 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。 また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行う。	A
② 元島民等により構成される団体が実施する「北方四島居住地跡の資料(図面)の保存整備事業」に対し支援を行い、元島民等による自由訪問等が効率的に実施できるよう資料整備を行う。本年度は、歯舞群島及び色丹島の保存資料を作成する。	A
③ 自由訪問に対する支援 元島民等により構成された団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。 その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。	A
(6) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	
① 融資制度の周知 平成20年4月1日からの改正法の施行に関して、対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。 ・ 融資内容及び手続きの方法について ・ 元居住者の居住要件の緩和について ・ 生前承継及び同制度を補完する死後承継について ・ 法人資金の取扱の停止について	A
② 関係金融機関との連携強化 融資制度の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。 ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)	A

<p>③ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持し、リスク管理債権を以下により適正に管理する。 (ア)貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の18年度末平均比率3.31%以下に抑制する。 (イ)更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。 (ウ)修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。 (エ)住宅改良資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p>	A
<p>④ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。</p>	A
<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p>	A
<p>4. 短期借入金の限度額</p>	
<p>【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。</p>	—
<p>【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。</p>	A
<p>5. 重要な財産の処分等に関する計画</p>	
<p>低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p>	A
<p>6. 剰余金の使途</p>	
<p>剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。</p>	—
<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	
<p>(1)施設及び設備に関する計画</p>	
<p>該当なし</p>	—
<p>(2)人事に関する計画</p>	
<p>職員の適性を的確に把握し、適性に応じた人員配置を行う。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。</p>	A

在任時の21年度評価結果

評価項目 (21年度計画の各項目)	評価
1 業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1)中期計画を踏まえ、一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。	A
(2) 業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。	A
中期計画を踏まえ、以下の措置を講ずる。 ・給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には、その適正化に取り組み、その検証結果及び取組状況を公表する。	A
・契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとする。	A
・内部統制・ガバナンス強化については、監事の指導を得つつ、職員がコンプライアンスの重要性を認識し業務を遂行するようコンプライアンスの推進に関する規定を新たに整備し、その徹底を図る。また、財務諸表監査の枠内において、会計監査人からの意見を聴取することとする。	A
・引き続き、財務内容等の一層の透明性を確保する。	A
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 国民世論の啓発に関する事項	
<p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>(ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等が実施する以下の事業等が年間100回以上に保たれるよう適切な支援を行う。</p> <p>(i) 北方領土返還要求全国大会 (2月7日「北方領土の日」開催場所:東京)</p> <p>(ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等</p> <p>(iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地(根室市)集会、研修会等</p> <p>(iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動</p>	A
(イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。	A
(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。	A
<p>(エ) 県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。</p> <p>○ 都道府県推進委員全国会議(東京/4月)</p> <p>○ 都道府県民会議代表者全国会議(11月開催予定)</p> <p>○ ブロック幹事県担当者会議(11月、3月開催予定)</p> <p>○ 県民会議ブロック会議(6ブロック)</p> <p>○ 北連協代表者会議</p>	A

<p>(オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。</p> <p>(i) 標語募集</p> <p>(ii) 啓発カレンダーの作成</p> <p>(iii) 啓発懸垂幕の掲出</p>	A
<p>(カ) 根室地域の啓発施設に意見箱を設置し、来館者による意見を集約し、施設の有効活用が図られるよう検討する。</p> <p>○ 北方館(根室市)</p> <p>○ 別海北方展望塔(別海町)</p> <p>○ 羅臼国後展望塔(羅臼町)</p>	A
<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(ア) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を実施する。</p> <p>○ 北方少年交流事業(北方領土元居住者の3世等/7月)</p> <p>・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)等関係大臣に対し、早期解決を訴える。</p> <p>・同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。</p> <p>○ 北方領土問題青少年・教育指導者研修会(対象:中学生、高校生及び中学校社会科担当教諭等/8月・根室市)</p> <p>○ 北方領土ゼミナール(対象:大学生/9月・根室市)</p> <p>○ 北方領土問題学生研究会(対象:大学生/原則年2回)</p> <p>なお、根室での研修会・ゼミナール参加者からは、報告書等を提出させるとともに、アンケート調査を実施し、意見等を集約した上で次年度事業に反映させる。</p>	A
<p>(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について未設置県の都道府県に引き続き働きかけるとともに、既設立会議については啓発資料・資料の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。</p>	A
<p>また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。</p>	A
<p>③ わかりやすい情報の提供</p> <p>北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、パンフレット等の啓発用資料、資料の作成等を行う。</p>	A
<p>また、協会ホームページのコンテンツを速やかに最新のデータに更新するとともに、特に教育者及び青少年向けに役に立つ情報の発信に努める。</p>	A
<p>(2)北方四島との交流事業</p>	
<p>以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、日本人参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。なお、四島在住ロシア人受入事業参加者についても、関係当局と調整の上、アンケートによる意見の聴取に努める。</p> <p>① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流</p> <p>元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。</p>	A
<p>② 専門家の派遣</p> <p>専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を青少年訪問と合同で実施する。また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。その際、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。また、日本語講師派遣事業についても、派遣講師に報告書を提出させるとともに報告会を開催し、その成果を今後の事業内容に反映させる。</p>	A

<p>③ その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、22年度事業の在り方等を検討するため、実施団体等による協議を行う。</p>	A
<p>(3) 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保</p>	
<p>「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)及び北方四島関係府省等推進協議会の方針に基づき、後継船舶に関する業務を進め、事業者との契約(または協定)に基づき、契約履行状況の把握に努める。</p>	A
<p>(4) 北方領土問題等に関する調査研究</p>	
<p>北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等をテーマとした調査研究を行う。 選定したテーマについては、レポート等を作成し、ホームページ等を通じて公表することとする。 また、有識者の意見等を収集し、効果的に活用する。</p>	A
<p>(5) 元島民の援護</p>	
<p>① 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。 また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行う。</p>	A
<p>② 元島民等により構成される団体がこれまで収集保存してきた元島民等の戦前の貴重な北方領土関連資料の散逸、劣化・損傷を防ぎながら、広く国民に公開し北方領土問題の理解を深める機会の提供を行うため、資料のデジタル化・情報配信を行う「北方領土関連資料情報発信事業」に対し支援を行う。</p>	A
<p>③ 自由訪問に対する支援 元島民等により構成された団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。 その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。</p>	A
<p>(6) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業</p>	
<p>① 融資制度の周知 平成20年4月1日からの改正法の施行に関して、対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。 ・ 融資内容及び手続きの方法について ・ 元居住者の居住要件の緩和について ・ 生前承継及び同制度を補完する死後承継について</p>	A
<p>② 関係金融機関との連携強化 融資制度の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。 ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)</p>	A

<p>③ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、本年度から導入する個人情報情報システムを活用し、より正確な情報把握に努める等、リスク管理債権を以下のとおり適正に管理する。 (ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の19年度末平均比率3.11%以下に抑制する。 (イ) 更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。 (ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。 (エ) 住宅改良資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p>	A
<p>④ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。</p>	A
<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p>	A
<p>4. 短期借入金の限度額</p>	
<p>【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。</p>	—
<p>【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。</p>	A
<p>5. 重要な財産の処分等に関する計画</p>	
<p>低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p>	A
<p>6. 剰余金の使途</p>	
<p>剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。</p>	—
<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	
<p>(1) 施設及び設備に関する計画</p>	
<p>下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。 表(略)</p>	A
<p>(2) 人事に関する計画</p>	
<p>職員の適性を的確に把握し、適材適所の人員配置に努める。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。</p>	A

在任時の22年度評価結果

評価項目 (22年度計画の各項目)	評価
1 業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 中期計画を踏まえ、一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。	A
(2) 業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。	A
<p>中期計画を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度末に常勤職員を1名削減する。また、給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には、その適正化に取り組み、その検証結果及び取組状況を公表する。 	A
<ul style="list-style-type: none"> 契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとする。 一般競争入札等の実施においては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置された「契約監視委員会」の議論・点検見直し結果を踏まえ、競争性のない随意契約について一般競争入札への移行等の見直しを更に徹底して行う。 なお、「1者応札・1者応募」に対しては、公告期間の十分な確保、参加資格の要件緩和などを内容とする「1者応札・1者応募にかかる改善方策」(平成21年6月)に基づいて、真に競争性が確保されるよう取り組むものとする。 	A
<ul style="list-style-type: none"> 内部統制・ガバナンス強化については、監事の指導を得るとともに、財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見の聴取内容や、会計監査人と理事長及び監事との意見交換等の内容を部内連絡会議等の機会を捉えて職員に対し周知し、業務を遂行する上での遵守義務を確認するなど、引き続きコンプライアンスの徹底を図る。 	A
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、財務内容等の一層の透明性を確保する。 	A
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 国民世論の啓発に関する事項	
<p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>(ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等の実施する以下の事業等が年間100回以上に保たれるよう適切な支援を行う。</p> <p>また、これらの事業の実施による効果を、事業の実施件数、事業内容の充実状況、国民の参加数等の状況、参加者の反応状況等の指標により、適切に把握するよう努めるとともに、啓発事業の効果を把握するための指標についても検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 北方領土返還要求全国大会 (2月7日「北方領土の日」開催場所:東京) (ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等 (iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地(根室市)集会、研修会等 (iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動 	A

<p>(イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。</p>	<p>A</p>
<p>(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。</p>	<p>A</p>
<p>(エ) 県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。 ○ 都道府県推進委員全国会議(東京/4月) ○ 都道府県民会議代表者全国会議(11月開催予定) ○ ブロック幹事県担当者会議(11月、3月開催予定) ○ 県民会議ブロック会議(6ブロック) ○ 北連協代表者会議</p>	<p>A</p>
<p>(オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。 (i) 標語募集 (ii) 啓発カレンダーの作成 (iii) 啓発懸垂幕の掲出</p>	<p>A</p>
<p>(カ) 根室地域の啓発施設のうち、北方館(根室市)及び別海北方展望塔(別海町)の両施設については、これまで寄せられた施設に対する意見等も踏まえ、老朽化、陳腐化を抑えるため、22年度中に必要な改修工事を行うこととする。また、羅臼国後展望塔(羅臼町)を含めた3つの啓発施設に設置の意見箱の内容を集約し、施設の有効活用が一層図られるよう検討する。</p>	<p>A</p>
<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (ア) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を実施する。 実施にあたっては昨年度の各事業に対する意見等を踏まえ、元島民等との意見交換や北方四島の現状を把握するプログラム時間の拡充など内容の充実に努める。 ○ 北方少年交流事業(北方領土元居住者の3世等/7月) ・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)等関係大臣に対し、早期解決を訴える。 ・同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。 ○ 北方領土問題青少年・教育指導者研修会(対象:中学生、高校生及び中学校社会科担当教諭等/8月・根室市) ○ 北方領土ゼミナール(対象:大学生/9月・根室市) ○ 北方領土問題学生研究会(対象:大学生/原則年2回) 上記の事業の参加者に対してアンケート又は報告書を提出させ、各事業に対する意見等を集約した上で次年度事業に反映させる。</p>	<p>A</p>
<p>(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について未設置の県に対しては、各県の状況等を踏まえつつ、既設置の都道府県における設置経緯、規約及び活動事例等の情報提供といった働きかけ・協力を引き続き行うとともに、既設立会議については啓発資料・資材の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。 また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。</p>	<p>A</p>
<p>③ わかりやすい情報の提供 北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、パンフレット等の啓発用資料、資材の作成等を行う。 また、インターネットを活用し、積極的な情報発信に努め、協会ホームページにおいて、実施した事業の実績などのコンテンツを速やかに最新のデータに更新するとともに、引き続き教育者及び青少年向けに役に立つ情報の発信に努める。</p>	<p>A</p>

(2) 北方四島との交流事業	
<p>以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、日本人参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。なお、四島在住ロシア人受入事業参加者についても、関係当局と調整の上、アンケートによる意見の聴取に努める。</p> <p>① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。</p>	A
<p>② 専門家の派遣 専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を青少年訪問と合同で実施する。実施の際には、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。</p> <p>また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。実施にあたっては、昨年度派遣の講師からの意見聴取などを踏まえ作成するカリキュラムを実施することとする。派遣終了後には、派遣講師に活動報告書の提出をさせるとともに、派遣メンバーを招集して現地におけるより円滑かつ効率的な指導実現のため改善要望事項等を聴取するための報告会を開催するなど、今後の事業内容をより四島側の要望に沿ったカリキュラムとするよう努める。</p>	A
<p>③ その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を踏まえ、相互理解の一層の推進に向けて、特に柱となる対話集会等事業の在り方について実施関係団体等による協議を行う。</p>	A
(3) 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保	
<p>「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)及び北方四島交流事業等関係府省等推進協議会の方針に基づき、平成24年度供用に向けて後継船舶の調達に関する業務を進め、今年度においては、落札した事業者及び造船会社において、基本設計に基づく水槽試験や詳細設計並びに搭載する機器のメーカー決定など建造工事の起工に向けての各種準備作業が実施されることになるので、これら一連の準備作業が計画とおり実施されているかを「四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」の意見等を踏まえ、必要に応じ事業者に対する適切な指導を行う。</p>	A
(4) 北方領土問題等に関する調査研究	
<p>北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等をテーマとした調査研究を行う。選定したテーマについては、レポート等を作成し、ホームページ等を通じて公表することとする。</p> <p>また、有識者の意見等を収集し、運動関係者に提供し、効果的に活用する。</p>	A
(5) 元島民の援護	
<p>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (ア) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。</p> <p>また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行う。</p>	A
<p>(イ) 元島民等により構成される団体がこれまで収集保存してきた元島民等の戦前の貴重な北方領土関連資料の散逸、劣化・損傷を防ぎながら、広く国民に公開し北方領土問題の理解を深める機会の提供を行うため、資料のデジタル化・情報発信を行う「北方領土関連資料情報発信事業」に対し支援を行う。</p>	A
<p>② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成された団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。</p> <p>その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。</p>	A

(6) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	
<p>① 融資制度の周知 融資対象者が多く居住する道内及び富山県の10 地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資内容及び手続きの方法について ・ 元居住者の居住要件の緩和について ・ 生前承継及び同制度を補完する死後承継について <p>また、死後承継ができる可能性の高い二世世帯に対しては別途ダイレクトメールを送り、承継手続きを促す。</p>	A
<p>② 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌) 	A
<p>③ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努める。また、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成19 年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、昨年度から導入した個人信用情報システムを活用し、より正確な情報把握に努める等、リスク管理債権を以下のとおり適正に管理する。</p> <p>(ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の20 年度末平均比率2.96%以下に抑制する。</p> <p>(イ) 更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p> <p>(ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。</p> <p>(エ) 住宅改良資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p> <p>また、個人情報の適切な管理がより一層求められることから、個人情報の取扱に関する通信講座を複数名の職員に受講させることにより、個人情報に関する理解を深めさせる。</p>	A
<p>④ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。</p>	A
<p>⑤ 資金需要調査の実施 多様な資金需要の的確な把握及びその結果を踏まえた的確な貸付計画の策定に向けた検討を行う。</p>	A
3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	
4. 短期借入金の限度額	
<p>【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。</p>	—
<p>【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14 億円とする。</p>	A
5. 重要な財産の処分等に関する計画	
<p>低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p>	A

6. 剰余金の使途	
剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	—
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設及び設備に関する計画	
下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。 表(略)	A
(2) 人事に関する計画	
今年度末に常勤職員を1名削減する。 職員の適性を的確に把握し、適材適所の人員配置に努める。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。	A